

平成 30(2018)年度第 4 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会 議事録要旨

日 時： 平成 30(2018)年 7 月 18 日（水） 15 時 01 分 ～ 15 時 41 分
場 所： 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）3 階 S303 教室
構成員数： 8 名（定足数 4 名）
出席者： 7 名（定足数充足）
欠席者： 1 名
議 長： 植村栄治（法務研究科長）

議 案

議案 1. 平成 30(2018)年度前期成績判定について

議長より、前期科目別成績及び GPA 順位について説明が為された。全科目の成績は 9 月 12 日（水）の定例教授会において承認することになる、今後のスケジュールについては、7 月 25 日（水）より成績発表、その後 1 週間異議申し立て期間、異議申し立てが為された場合は 9 月教授会で成績が決するが、現時点での成績については本教授会で決したい旨説明が為された。平成 30(2018)年度前期成績判定について、教授会はこれを承認した。

議案 2. 教員の兼職について

議長より資料に基づき、教員が公益財団法人より兼職の委嘱が為されていることについて報告がなされた。教授会は当該兼職を承認した。

報告承認事項

1. 大東文化大学 東洋研究所規程の改正（案）について

議長より資料に基づき、東洋研究所の活動の実態に即した規程に改正する趣旨であり、本改正案は既に大学評議会で承認を得ている旨報告が為された。教授会はこれを承認した。

2. 大東文化大学 語学教育研究所規程の改正（案）について

議長より資料に基づき、主に留学生であるポスドクに対し研究員のカテゴリーを付与する規程に改正する趣旨であり、本改正案は既に大学評議会で承認を得ている旨報告が為された。教授会はこれを承認した。

3. 大東文化大学国際比較政治研究所規程の改正（案）について

議長より資料に基づき、主に研究班と研究プロジェクト班の二重状態を解消することを目的とする規程の改正案であり、本改正案は既に大学評議会で承認を得ている旨報告が為された。教授会はこれを承認した。

4. 大東文化大学学長選挙等管理委員会規程の改正（案）について

議長より資料に基づき、主に信濃町校舎廃止に伴い平成 30(2018)年 8 月 1 日付で信濃町校舎所属の事務職員がいなくなることに對する選挙管理委員構成に関する改正案であり、本改正案は既に大学評議会で承認を得ている旨報告が為された。教授会はこれを承認した。

報告事項

1. 事務職員の配置転換について

議長の指名により事務室事務長より、平成 30(2018)年 8 月 1 日付の事務職員の配置転換について説明が為された。議長である研究科長から、法務研究科事務室業務の専従は事務長及びスタッフ 1

名と2名態勢となるので、事務室運営についても協力してもらえよう教員に要請が為された。

2. 8月以降の事務室窓口対応時間について

議長の指名により事務室事務長より、大学院事務室職員が法務研究科事務室の兼務となることから、勤務時間帯の統一が必要であるが、後期の法務研究科の授業は水曜日1時限及び土曜日1時限から4時限目のみとなり、平日においては大学院事務室と合わせ9時から17時までの対応に変更して問題はないと考えられる、他方土曜日については、授業の他学習指導員の指導もあるため、現在同様の10時～18時対応とする、法務研究科事務室職員について、土曜日の10時～18時勤務を固定化し、別の曜日を土曜日扱いにする、この取り扱いは人事課にも確認を取り可能である旨の報告が為された。

3. 法務研究科授業の板橋校舎授業時間帯の適用について

議長の指名により教務委員会委員長より資料に基づき、法務研究科の授業は土曜日がメインとなるが、後期の法務研究科の授業時間帯は板橋校舎より各時限の授業開始を1時間遅らせる（但し2限は昼休み時間も併せ約1時間半程度遅れる）、学生からの質問等に応じられかつ土曜日の最終の学バス発車時刻18時に間に合うようにするため17時半に4時限目の授業を終了させるようにし、この間で4時限分の授業を運営していくが教室は10時から18時まで通して確保されている、授業開始及び終了はチャイムではなく教員の時計による時間計測を行っていく、なお、授業は全て法務研究科院生研究室、事務室がある1号館5階の演習室で行うことの説明が為された。

4. 夏季休暇中の出校について（人事課からの要請）

議長の指名により事務室事務長より、教員の夏期休暇中の出校について、所属校舎に一月に一度も出校がない場合給与規則に基づき一月分の通勤手当が調整（減額）されることになっている、ついてはひと月に一度は出校の上、その際必ず出勤簿に押印願いたい旨要請がなされた。続いて、8月1・2・3日は出勤簿を信濃町校舎事務室に置き、移転日8月4日（土）以降は板橋校舎での事務室に置く旨連絡が為された。

5. 大東文化大学における学術研究の推進について

議長より、学長室により本学が高度な研究を推進していくために本学の科学研究費応募・採択状況の分析が行われるが、その一環として先だって法務研究科全教員対象にメールにて送信した、本学内の個々の研究者を対象にその方策に対する考えを問うアンケート調査を実施した旨説明が為された。

6. 2018年度社会連携・社会貢献活動に関する実態調査について

議長より、地域連携センターによる、2013年4月1日から2018年3月31日までの5年間を対象とする社会連携・社会貢献活動に関する実態調査が行われるが、本研究科においてクリニック（該当期間中2013年度から2016年度まで開講）は「地域住民の福祉、健康等の増進に寄与する支援」に該当するため、添付のシート通り回答する旨報告が為された。

なお、回答期限は7月25日（水）17時までである旨説明が為された。

7. その他

(1) 法科大学院HP上の校舎移転の広報について

議長の指名により事務室事務長より、資料に基づき、校舎移転についての広報を法科大学院HPにアップロードした旨報告が為された。

この後、教務委員長より、教授会終了後に公法系、刑事系、民事系の各FD分科会を実施願いたい

旨要請が為された。次に次回の教授会は9月に板橋校舎で開催することが述べられ、議場の連絡が為された。最後に本日17時より夏季親睦会を開催するので出席が呼びかけられた。

続いて事務室事務長より、各研究室の片づけに際しワゴン（引出し）、ロッカーは中身を空け施錠を解いた状態にしておく旨要請が為された。

以上予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は15時41分閉会を宣した。

以上